



子どもを不審者から守る技

南あわじ署が教師らに指導

二月に起きた大阪府寝屋川市小学校の教職員殺傷事件などを受け、学校の危機管理意識を高めようと、南あわじ警察署が二月二十四日に「安全対策研修会」を開催。市内の幼稚園と保育所、小中高の教師ら約六十人が参加し、不審者撃退法などを学びました。

話し、児童の避難誘導訓練や施設管理の徹底、自主警戒の強化を呼びかけていました。続いて、不審者への対応や護身術の実技訓練が行われ、教師らは「さすまた」の使い方や、机やイスを用いた防衛法などを練習しました。



さすまたの使い方を学ぶ教師ら

国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給することができなかった方を対象として、特別障害給付金制度が始まります。

4月から特別障害給付金制度が始まります

▽対象者

①平成三年三月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和六十一年三月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者

①または②に該当する方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金一級・二級相当の障害に該当する方

▽支給額

・障害基礎年金一級に該当する方：月額五万円

・障害基礎年金二級に該当する方：月額四万円

▽請求の窓口等

請求の窓口は、各総合窓口センターで四月一日から受付を開始します。

障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行います。

その他詳細についてのお問い合わせは、明石社会保険事務所（☎078・912・4916）、または兵庫社会保険事務局（☎078・291・5201）まで

地域密着の防災組織を目指して

新しい団旗のもと、団員千五百人が集まりました



一月十一日に誕生した南あわじ市消防団（七十八分団、団員総数二千二百二十六人）は、旧町意識を越えて、強固な団結とより一層の士気高揚を図り、消防体制の万全を期することを目的に「結団式」を三月二十日、三原健康広場で行いました。

長から泰地昭男団長へ手渡されました。団長は「いつ起きてもおかしくない東南海地震などの災害時において、地元の人たちの顔を知っている消防団へ、地域の人たちが寄せる期待は大きい」と訓示を述べました。最後に、団員が一致団結して、小型動力ポンプを回し、八本のホースから勢いよく水を放ちました。

高齢者による一層の地域づくりを目指して

南あわじ市老人クラブ連合会発会式

旧四町の老人クラブ連合会が合併し、南あわじ市老人クラブ連合会として新たに立ち上がりました。同連合会には、二百三の単位クラブに一万二千五百九十九人が所属します。

性も積極的に組織や活動に参加していき環境づくりをして、まちづくりにつなげていきたい」とあいさつを述べられました。



会場いっぱい集まった連合会幹部ら

高速バス複列停留所の駐車場増設

新たに22台分増設された高速バス複列停留所の駐車場



高速バス複列停留所の駐車場が22台分新たに増設され、駐車可能台数が、普通車72台・軽自動車23台になりました。

この駐車場は、高速バス利用者のために設置していますので、利用者以外の駐車や長期間の駐車はご遠慮ください。またゴミ等の放置をしないよう、善良な使用をお願いします。

65歳以上の方の介護保険料が決まりました

高齢になっても自分らしく暮らしたい。誰もがそんな思いを持っています。老後の不安を「安心」に変えるのが介護保険制度です。社会全体で高齢者の介護を支える仕組みです。

介護保険料の決め方

介護保険は、必要な費用を皆様方の保険料と国・県・市町の負担金でまかないます。今後高齢者や介護が必要な方の増加により、介護サービス費用の増加が見込まれます。

安心して各種の介護サービスが受けられるように、65歳以上の方の保険料は、各市町で3年毎に見直されることになっています。南あわじ市では合併により平成15年度に各町で算定された保険料を見直し、平成17年度の保険料を決定しました。前年中の所得や住民税の課税状況により段階が決定され賦課されます。

介護保険料一覧

段階	対象者	計算方法	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯で本人老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	18,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	27,900円
第3段階	住民税課税世帯であるが本人は住民税非課税	基準額	37,200円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	46,500円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	55,800円

※「合計所得金額」とは実際の収入から必要経費相当額を差し引いた額です。皆さん一人ひとりの保険料は、4月（仮算定）と7月（本算定）にお知らせします。

支払い方法

納期は年6回（4・6・8・10・12・2月）

●特別徴収（年金からの差し引き）

○老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方
※偶数月に支払われる年金からあらかじめ差し引かれます。老齢福祉年金、障害年金、遺族年金等からは差し引かれません。

●普通徴収（納付書・口座振替による納付）

○老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方
○老齢福祉年金、障害年金、遺族年金等の年金を受給されている方
○年度の途中で65歳になられた方や南あわじ市に住所を移された方

※納付書は各納期前に郵送しますので金融機関または総合窓口センターで納付してください。

口座振替の方へは各納期前に保険料額をお知らせしますので指定口座の残高をご確認ください。**お支払いは、納め忘れない口座振替が便利です。**

▽問い合わせ 保険課介護保険係 ☎44-3003